

としま区議会だより

豊島区議会事務局 豊島区東池袋1-18-1 03(3981)1111(代表) http://www.city.toshima.tokyo.jp/kugikai

第4回定例会において意見が分かれた議案

件名	結果	会派等							
		自民党豊島区議団	公明党	民主区民	日本共産党	無所属ネット	社民党	行革一〇番	
豊島区立区民集会所条例(一部改正)	可決	○	○	○	×	○	○	×	
豊島区立勤労福祉会館条例(一部改正)	可決	○	○	○	×	○	○	×	
豊島区立保育所条例(一部改正)	可決	○	○	○	×	○	○	×	
豊島区立子どもスキップ条例	可決	○	○	○	×	○	○	×	
豊島区立心身障害者福祉ホーム条例(一部改正)	可決	○	○	○	×	○	○	×	
建物の売払いについて	可決	○	○	○	×	○	○	○	
豊島区立体育施設の指定管理者の指定について	可決	○	○	○	×	○	○	×	
豊島区議会政務調査費の交付に関する条例(一部改正)	継続審査	○	○	○	×	×	×	×	

平成17年第4回定例会 児童扶養手当等の国庫負担金削減等に反対する意見書などを可決

平成17年第4回定例会は11月25日に開会され、会期を12月9日までの15日間と決しました。

初日は、区長から提出された議案14件を、所管の委員会に付託しました。11月29日及び30日には、8名の議員が一般質問を行いました。

最終日の12月9日には、初日に区長より提出された議案のうち、7件を全会一致で、7件を賛成多数で可決しました。次に、継続審査分の議員提出議案1件を賛成多数で引き続き閉会中の継続審査とし、追加提出された議員提出の議案1件及び意見書3件を全会一致で可決しました。続いて、区長より追加提出された議案2件を所管の委員会に付託し、委員会審査のため本会議を休憩。再開後の本会議において、全会一致で可決しました。

区民の皆さんから提出された請願・陳情については、12件を採択、5件を不採択、63件を閉会中の継続審査としました。

豊島区立保育所条例を一部改正

南池袋三丁目地区福祉基盤等整備事業に基づき整備された「オリナスふくろうの杜」1階の保育所施設に、東京都同胞援護会が「同援さくら保育園」を本年4月に開園することに伴い、区立南池袋保育園を廃止するものです。

豊島区立子どもスキップ条例を可決

平成18年度からの子どもスキップの新設に伴い、その設置、管理及び使用料等について必要な事項を定めるものです。子どもスキップは小学校区ごとに設置し、18年度は東鴨、西

豊島区立心身障害者福祉ホーム条例を一部改正

区立心身障害者福祉ホームさくらんぼの管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者が行う管理業務の明記など、諸規定の整備を図るものです。

新築司が谷保保育園(仮称)新築工事請負契約を可決

雑司が谷一丁目22番8号に建設する(仮称)新築司が谷保育園について、条件付一般競争入札の結果、1億8千354万円で株式会社鈴圭工務店と工事請負契約を締結するものです。

特別区道路線の認定について

特別区道路線を次のように認定します。
◆認定路線(路線名32・181) 東鴨四丁目18番5先(起点)から同12番2先(終点)

意見書(要旨)

固定資産税・都市計画税の軽減措置及び減免措置の継続を求める意見書

総務省が行っている個人企業経済調査によると、昨年から今年にかけて、業績が好転した個人企業は僅か約4%、これに対し、実に約7割の個人企業が、業績が悪化したと回答している。この調査は、経営基盤の脆弱な中小零細企業者の現在の深刻な経営環境の実態を如実に表している。

こうした状況の中、東京都が実施している負担水準が65%を超える商業地等に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置、小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置及び小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税

の減免措置は、厳しい経営環境にある中小零細企業者にとって、事業の継続や経営内容の健全化に大きな力添えとなっている。仮に東京都がこれらの軽減措置及び減免措置を今年度限りで廃止することになれば、区民、とりわけ中小零細企業者による打撃は大きく、地域社会の活性化、ひいては日本経済の回復にも悪影響を及ぼす要因となる

ことが危惧される。よって、豊島区議会は、東京都に対し、現在の景況状況における区民の税負担感に配慮し、負担増になることのないよう、左記事項につき強く要望する。

可決したその他の議案

●豊島区の条例を左横書きに改める条例 ●豊島区立区民集会所条例(一部改正) ●豊島区立勤労福祉会館条例(一部改正) ●豊島区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(一部改正) ●豊島区立ケアハウス条例を廃止する条例 ●豊島区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(一部改正) ●豊島区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 ●建物の売払いについて ●豊島区立体育施設の指定管理者の指定について ●職員の給与に関する条例(一部改正) ●幼稚園教育職員の給与に関する条例(一部改正) ●豊島区議会の規則を左横書きに改める規則

継続審査とした議案

●豊島区議会政務調査費の交付に関する条例(一部改正) (関連記事4面に)

認可保育所にとどまらず、子育て支援の充実が重要な課題であることは言うまでもないが、そのためには新たな財政措置が必要である。今回の認可保育所に対する都加算補助事業の再構築では、保育水準の低下につながりかねない。

よって、豊島区議会は、現行の保育水準を守るため、子どもたちが今までどおり楽しく過ごせ、親も安心して子どもを預けられるよう、東京都に対し、認可保育所に対する都加算補助事業の存続を強く要望する。(東京都知事あて)

国は、三位一体改革の一環として、児童扶養手当及び児童手当の国庫負担率を引き下げようとしている。

男女の賃金格差が容易に解消されない状況において、児童扶養手当は、母子世帯の経済的自立になくならない制度である。厚生労働省は、支給期間が5年を超える場合は一部減額を行うなど、就業支援と有機的に組み合わせた制度に転換すると

している。母子世帯の自立を図るには、男女の賃金格差を是正するとともに、仕事と子育てが両立できる環境を整備することが基本となる。こうした社会整備が十分

な(仮称)「子育て推進交付金の創設を市長会に提案した。現行の都の加算補助では、看護師、栄養士、調理師、さらに延長保育の補助、11時間開所保育対策事業による保育士及びパート職員の配置等を行っている。いづれも望ましい保育水準の確保に欠かせない役割を果たしてきた意義はとて大きく、これらが見直されることになれば、保育条件の切下げや職員の雇用の存続が危ぶまれる。

認可保育所に対する都加算補助事業の存続を求める意見書

東京都は、平成18年度の予算編成に当たり、これまでの認可保育所運営費補助を含む13項目の都加算事業を再構築し、新たな(仮称)「子育て推進交付金の創設を市長会に提案した。

現行の都の加算補助では、看護師、栄養士、調理師、さらに延長保育の補助、11時間開所保育対策事業による保育士及びパート職員の配置等を行っている。いづれも望ましい保育水準の確保に欠かせない役割を果たしてきた意義はとて大きく、これらが見直されることになれば、保育条件の切下げや職員の雇用の存続が危ぶまれる。

認可保育所にとどまらず、子育て支援の充実が重要な課題であることは言うまでもないが、そのためには新たな財政措置が必要である。今回の認可保育所に対する都加算補助事業の再構築では、保育水準の低下につながりかねない。

よって、豊島区議会は、現行の保育水準を守るため、子どもたちが今までどおり楽しく過ごせ、親も安心して子どもを預けられるよう、東京都に対し、認可保育所に対する都加算補助事業の存続を強く要望する。(東京都知事あて)

国は、三位一体改革の一環として、児童扶養手当及び児童手当の国庫負担率を引き下げようとしている。

児童扶養手当等の国庫負担金削減等に反対する意見書